

# 台湾商標法における 著名商標の認定および保護



商標の主な機能は、商品または役務の出所を示し、商品または役務の品質を保証すると同時に、他人の商品あるいは役務と区別することである。商標は商標権者によって長期間使用され、広く宣伝され、関連する事業者や消費者に広く認識されている場合、その商標は「著名商標」として認められ、さらなる保護を受けられる可能性がある。著名な商標が特別保護される理由は、通常、著名商標の所有者が、その識別性と信用を関連する消費者に広く認識してもらうために、多くの費用、労力、及び時間を要するからである。他人が悪意をもって著名商標を利用し、不当な利益を得たり、消費者に誤認混同を生じさせたりすることを防ぐため、各国の商標法または国際条約は、著名商標に対して通常の商標より強い保護を与えており、台湾の商標法も例外ではない。

## 著名商標の事例をまとめた 著名商標事例集を参考に

まず、台湾において商標はどのようにして著名商標であると判断されるのであろうか。台湾の主務機関や裁判所は、原則として以下の8つの要素を総合的に判断することになっている。(1)商標識別力の強弱、(2)関連する事業者や消費者に知られている又は認識されている程度、(3)商標の使用期間、範囲及び地域、(4)商標の宣伝期間、範囲及び地域、(5)商標が出願または登録されているか否か、その出願または登録期間、範囲及び地域、(6)商標が成功裏にその権利を実施している記録、特に行政又は司法機関に著名であると認定された経緯、(7)商標の価値、(8)その他の著名商標を認定するに足る要素である。

注目すべきは、著名商標の保護を強化するため、台湾商標法の主務機関である經濟部知的財産局は、過去5年間に認められた著名商標の事例をまとめ、「著名商標事例集」(中国語名：著名商標案例彙編)を発行し、一般向け情報として参考に供している。例えば、株式会社サンリオの「HELLOKITTY」商標、任天堂株式会社の「Nintendo」商標、及びソニー株式会社の「SONY」商標などは、幾度も著名商標として認められ、最近5年間の著名商標事例集に収録されている。ただし、上記の事例集は単なる参考用の情報であり、台湾の著名商標をすべて収録したものではない。

## 著名商標の商標権を侵害で 民事責任問われることも

台湾で著名商標と認められた場合、台湾商標法には、まず、関連する消費者が商品又は役務の出所の誤認混同を避けるために、他人は同一又は類似の商標を登録することができないとする規定がある。次いで台湾商標法では、他人の著名商標であることを知りつつ、その文字を自らの会社・商号・団体・ドメイン名又はその他の事業体を表彰可能な名称として使用し、関連する消費者に誤認混同を生じさせること、又は著名商標の識別性または信用を損なう恐れがあることを明確に禁止している。

この場合、著名商標の商標権を侵害することと見なされ、民事責任が問われることになる。

商標に関するご相談や、ご自身の商標が台湾で著名商標であるかどうかを確認なさりたい場合、当事務所の葉家宇弁護士または商標部門にお気軽にお問い合わせください。



作者  
葉家宇 (Sophia Yeh) 弁護士

ツア&ツァイ国際法律事務所  
ジュニアパートナー/商標部マネージャー  
経歴：ニューヨークと台湾での弁護士資格を有し、知的財産権侵害紛争、模倣品水際措置、公正取引法案件、ライセンス契約交渉などを含め、数多くの国内外クライアントの知的財産権に関する案件をサポート。  
専門分野：知的財産権法、公正取引法、特許法、商標法、技術法、国内外のビジネス訴訟および紛争解決である。



訳者  
黄仁宜 (Huang Roam)

学歴：成功大学電気工学大学院修士、学士  
経歴：弁護士、弁理士  
専門分野：不正競争防止法、知的財産法。台湾の電信規制、営業秘密法 弁理士会のコンピュータソフトウェア実務委員会の委員を務めている。